

議会運営委員会記録

○開催日時

令和4年3月25日 午前8時56分～午前9時25分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	帯田裕達
副委員長	坂口健太	委員	森満晃
委員	瀬尾和敬	委員	屋久弘文
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 成川幸太郎

○その他の議員

議員 井上勝博 議員 岩切正之

○説明のための出席者

総務部長	田代健一		
総務課長	橋口堅	議会事務局長	道場益男
文書法制室長	久米道秋	議事調査課長	川畑央
財政課長	鬼塚雅之		

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	川畑央	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	前門宏之	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
-

△開 会

○委員長（徳永武次）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴）皆様、おはようございます。本日が最終本会議ということで、ひとつよろしくをお願いします。

市内のコロナ感染状況を皆さん方も気になされてはいると思うんですけど、なかなか推移が収まらないのかなというような気もしますので、先ほどこから言いますように、気をつけながら経済活動を一生懸命していただければありがたいと思っています。気をつけながらですね。もう、どこでも菌がうようよしているだろうと思っていますけど、よろしくお願ひしたいと思っています。

それから、本日は、本日上程議案等について今から御審議いただくわけですけど、ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

それと、もう一点、陳情関係について、市外なんですけど、出てる分についても、また、皆さん方の検討等をひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

最後に、本日の最後に全協があるわけですけど、全協の議題以外に、ちょっと、市長が長々とお話をされるかもしれませんので、覚悟しておいていただきたいと思っています。なるべく早く進めたいと思いますので、本日はよろしくお願ひします。

以上です。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（徳永武次）それでは、陳情等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情等について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）それでは、資料1を御覧ください。

陳情等の取扱いについてでございます。件名は、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する

意見書を提出いただきました件でございます。

提出者は、東京都千代田区平河町海事振興連盟会長衛藤征士郎氏でございます。

受理日は、今月の8日でございます。

備考欄にありますとおり、提出者は市外の方で、市外の団体でございます。

内容としましては、現在、海の日が7月の第3月曜日になっているものを、7月20日に固定化するように意見書を提出していただきたいというものでございます。

別途、陳情等の提出者、1枚目の上半分右側ですが、国会議員の方々が連名で出されております。内容については、先ほども申したとおりでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたので、取扱いを審査します。

本件について提出者が市外ということ踏まえまして、質疑・意見ありませんか。

○委員（坂口健太）本件に関しましては、ただいま委員長からもありましたとおり、提出者が市外ということでございますので、申合せに基づきまして、受理するにとどめて、議員全員に陳情等の写しを配付してはどうかと考えますが、今回は、先ほど資料を御覧いただきましたように、超党派の国会議員の連名での陳情ということでございまして、今後、議員発議で意見書を提出することも含めまして、各会派で検討してはどうかと考えます。

○委員長（徳永武次）ほかに御意見ございませんか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）ただいま坂口委員のほうから、この件については提出者の考え方もあり、また、各会派に持ち帰り意見の調整をしていただくという話が出ましたけど、そのような取扱いでいいですか。オブザーバーも御意見ください。ないですね。

質疑・意見は尽きたと認めます。

それでは、本件の取扱いは、先ほどの申出のとおりということで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、陳情等の取扱いについての審査を終了

いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局職員入室]

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（徳永武次）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料2-1、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、委員会の提出予定議案であります。議会運営委員会提出の議案第52号は、委員会条例の一部改正であり、令和4年度の組織機構見直しに伴い、常任委員会の所管事項の変更その他所要の規定の整備を図ろうとするもので、本案は、本日の本会議において審議してはとを考えます。

次に、当局からの提出予定議案であります、一般議案1件、人事議案2件、補正予算1件の計4件であります。

議案第53号は、職員の給与に関する条例等の一部改正であり、人事院勧告に準じて職員、特別職並びに議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするもの。

議案第54号及び55号は、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について、議案第56号は、新型コロナウイルス感染症対策、また、特別交付税等の決定及び実績見込み等の増減に対応した令和3年度の一般会計補正予算についてであり、以上の議案4件は、いずれも委員会付託を省略し、本日の本会議で審議してはと考えます。

なお、今回の議案のうち、人権擁護委員候補者の推薦に係る人事議案につきましては、2件を一括議題とし、提案理由等の一括説明を受けた後、一括質疑、その後、委員会付託を省略した後の討論を一括して行うこととし、討論がなかった場合は一括しての簡易採決とし、反対討論や一括採決に異議があった場合には1件ずつ起立採決を行ってはと考えるものであります。

次に、受理陳情が1件ございます。陳情第1号は、招集日以後に受理をいたしておりますことから、3月8日の中日に御協議いただきましたとおり、閉会中の継続審査事件ということで、総務文

教委員会に付託してはいかがかと考えます。

次に、資料2-2、討論通告一覧を御覧ください。

3名の議員から討論通告がございました。総務文教委員会付託案件では井上議員から議案第15号に対する反対討論が、生活福祉委員会付託案件では井上議員から議案第45号、47号、48号に対する反対討論が予定されております。この生活福祉委員会付託案件に係る井上議員の3件の討論は一括して行っていただくこととなります。

次に、各常任委員会に分割付託されておりました令和4年度一般会計予算につきましては、井上議員と岩切議員の反対討論、山元議員の賛成討論が予定されております。討論の順序につきましては、1議事1議題ということで、原則どおり委員長報告に反対、賛成の順に交互に行うことになり、賛否が同一の場合は通告順といたしておりますことから、井上議員、山元議員、岩切議員の順に登壇いただくこととなります。

次の資料2-3、議案等採決区分表を御覧ください。

総務文教委員会付託案件では、反対討論通告のありました議案第15号について、電子表決システムにより採決を行った後、議案第13号、14号、16号、18号の議案4件を一括して簡易採決とし、生活福祉委員会付託案件では反対討論通告のあった議案第45号、47号、48号の順に1件ずつ電子表決システムにより採決を行った後、議案第17号、20号から23号まで、40号、41号、46号、49号、50号、51号の議案11件を一括して簡易採決とし、産業建設委員会付託案件では議案第24号から29号まで、33号から38号まで、それから42号から44号までの議案15件を一括して簡易採決としてはいかがかと考えます。

次に、各常任委員会に分割付託されておりました議案第39号の一般会計の予算につきましては、各常任委員会委員長の報告の後、討論を行い、その後、電子表決システムにより採決としてはと考えます。

最後が除斥議案となります。総務文教委員会付託案件の議案第19号については、瀬尾議員除斥の後、簡易採決に、産業建設委員会付託の議案第

30号については、福田議員、新原議員、中島議員の除斥後に、議案第31号については徳永議員の除斥後に、議案第32号については屋久議員の除斥後に1件ずつ簡易採決にしてはと考えます。

なお、本日配付の付託事件等審査結果報告書の除斥議案に係る産業建設委員会付託分につきましては、便宜上、この除斥の3件分がワンペーパーにまとめてございますけれども、本会議での委員長報告と採決につきましては除斥案件ごとに区切って行われることとなりますので、あらかじめ御理解賜りたいと存じます。

○委員長（徳永武次）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○総務部長（田代健一）議案第53号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

国の給与法改正議案は、昨日までで、参議院の審議が終了しておりませんが、3月10日に衆議院で可決され、県内他市におきましても、同条例案を3月議会で、既に、可決または上程済みとなっていることから、本日追加上程をお願いするものでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

○財政課長（鬼塚雅之）議案第56号の一般会計補正予算について説明いたしますので、予算書第18回補正の21ページを御覧ください。

各会計歳入歳出補正予算額調べになります。今回の補正は、一般会計において13億8,246万6,000円を増額し、補正後の額を638億7,192万7,000円とするものであります。

それでは、その内容を説明いたしますので、25ページの歳出目的別を御覧ください。

総務費では、今後の財源対策として、財産一般管理費において財政調整基金及び市有施設保全基金を、企画開発費において地域活性化基金を、次世代エネルギー利活用推進費において次世代エネルギー推進基金を、それぞれ積立金の増額を行うものであります。

民生費では、生活困窮者自立支援事業費において、緊急小口資金等の申請期限が延長されたため、感染症の影響を受けている生活困窮者等に対し、

緊急生活支援金を給付する市社会福祉協議会への補助金を増額するものであります。

商工費では、中小企業振興費において、鹿児島県による飲食店に対する営業時間短縮要請が3月6日まで延長されたことにより、タクシー事業者や運転代行事業者への支援に係る経費を増額し、企業立地事業費において誘致企業等に対する企業立地支援補助金を実績見込みにより減額するものであります。

教育費では、小学校管理費において、寄附による教育備品の購入に係る経費を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、23ページの歳入を御覧ください。

地方消費税交付金では、交付決定に伴い増加するものであります。

地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の追加交付に伴い計上するものであります。

地方交付税では、特別交付税の交付決定に伴い増額するものであります。

寄附金では、教育費寄附金において、1件の5万円を御寄附いただきましたので、増額するものであります。

諸収入では、雑入において、鹿児島県市町村振興協会市町村交付金の交付決定により、増額するものであります。

次に、繰越明許費補正について説明いたしますので、8ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正は、緊急生活支援事業及び新型コロナウイルス感染症関連タクシー事業者及び運転代行事業者緊急支援事業第4期の2事業を追加するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑・御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑・意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、
そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等につい
ての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前9時14分休憩

~~~~~

午前9時25分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻し  
ます。

---

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員  
会を閉会したいと思います。御異議ありませ  
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、  
以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳永武次